

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで
私たち夫婦の国民年金の加入手続は、昭和35年10月に、当時住んでいた地区の納付組織の班長が行ってくれた。
国民年金保険料の納付は、私の妻に任せていたので、必ず納付していたはずであり、また、当時は、地区の班長によって集められた後、市役所の担当係長等が集金していた。
申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は共に、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付又は免除申請している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で、同一市町村内において、昭和36年4月ごろ及び41年9、10月ごろの2回払い出されていることは不自然であるとともに、A市保管の国民年金被保険者名簿では、昭和40年度の保険料が、時効によって本来収納し得ない時期である44年10月22日に収納された旨記録されていたり、A市保管の国民年金保険料収納簿では、申立人夫婦共に36年度の保険料が申請免除となっていながら、申立人の妻の納付記録は平成20年2月に訂正されるまで未納とされていたことなど、社会保険事務所及びA市における申立人夫婦の国民年金保険料の納付記録の管理について、不適切な取扱いが散見される。

さらに、A市保管の国民年金保険料収納簿等では、申立期間のうちの、昭和39年10月から40年3月までの6か月間については、時効により納付ができなかったことを示す記録が必ずしも確認できず、かつ、当該期間6か月の直後に当たる昭和40年度の保険料が44年10月22日に納付されていることを踏まえると、当該期間については、既に申立人夫婦共に納付済

みとなっていた可能性がうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月から39年9月までの30か月間については、申立人の妻が、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、納付を行ったとする申立人の妻も既に死亡していることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、A市保管の国民年金保険料収納簿では、申立人夫婦は共に、昭和36年度の保険料が申請免除となっているところ、引き続き申立期間の一部である37年度及び38年度についてはその各月収納欄に、保険料を収納済みとの記録が無い上、「S39. 2. 1 付却下」との記載があることを踏まえると、申立人夫婦は、この時期において保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。そして、昭和41年9、10月ごろに払い出された2つ目の国民年金手帳記号番号に基づいて作成されているA市保管の収納簿には、39年4月から同年9月までの各月収納欄に斜線が引かれていること、41年9、10月ごろ以降で始めて申立人に係る保険料の納付日が42年1月24日と確認できることなどから、この期間の保険料については、その時点では時効により納付できなかったものと考えるのが自然である。さらに、申立人は、当時の国民年金保険料について、地区の班長によって集められた後、市役所の担当係長等が集金していたと主張しているものの、A市では、申立期間当時は、市職員が国民年金保険料を集金することはしていなかったとしており、申立人の記憶に曖昧さが認められる。

加えて、申立人夫婦については、申立期間前後となる昭和36年4月から45年10月までの約10年間の国民年金保険料については同一の納付実績となっているとともに、納付年月日が確認できる期間の保険料については、同一日に納付しているなど、申立人夫婦の保険料の納付行動は、基本的に同一であったと考えられるところ、申立期間のうち37年4月から39年9月までの保険料については、申立人の妻も未納となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで
私たち夫婦の国民年金の加入手続は、昭和 35 年 10 月に、当時住んでいた地区の納付組織の班長が行ってくれた。
国民年金保険料の納付は、私の妻に任せていたので、必ず納付していたはずであり、また、当時は、地区の班長によって集められた後、市役所の担当係長等が集金していた。
申立期間について未納とされていることに納得がいかない。
(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は共に、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付又は免除申請している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で、同一市町村内において、昭和 36 年 4 月ごろ及び 41 年 9、10 月ごろの 2 回払い出されていることは不自然であるとともに、A 市保管の国民年金被保険者名簿では、昭和 40 年度の保険料が、時効によって本来収納し得ない時期である 44 年 10 月 22 日に収納された旨記録されていたり、A 市保管の国民年金保険料収納簿では、申立人夫婦共に 36 年度の保険料が申請免除となっていながら、申立人の納付記録は平成 20 年 2 月に訂正されるまで未納とされていたことなど、社会保険事務所及び A 市における申立人夫婦の国民年金保険料の納付記録の管理について、不適切な取扱いが散見される。

さらに、A 市保管の国民年金保険料収納簿等では、申立期間のうちの、昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの 6 か月間については、時効により納付ができなかったことを示す記録が必ずしも確認できず、かつ、当該期間 6

か月の直後に当たる昭和40年度の保険料が44年10月22日に納付されていることを踏まえると、当該期間については、既に申立人夫婦共に納付済みとなっていた可能性がうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月から39年9月までの30か月間については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の夫は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、納付を行ったとする申立人も既に死亡していることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、A市保管の国民年金保険料収納簿では、申立人夫婦は共に、昭和36年度の保険料が申請免除となっているところ、引き続き申立期間の一部である37年度及び38年度についてはその各月収納欄に、保険料を収納済みとの記録が無い上、「S39.2.1付却下」との記載があることを踏まえると、申立人夫婦は、この時期において保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。そして、昭和41年9、10月ごろに払い出された2つ目の国民年金手帳記号番号に基づいて作成されているA市保管の収納簿には、39年4月から同年9月までの各月収納欄に斜線が引かれていること、41年9、10月ごろ以降で始めて申立人に係る保険料の納付日が42年1月24日と確認できることなどから、この期間の保険料については、その時点では時効により納付できなかったものとするのが自然である。さらに、申立人の夫は、当時の国民年金保険料について、地区の班長によって集められた後、市役所の担当係長等が集金していたと主張しているものの、A市では、申立期間当時は、市職員が国民年金保険料を集金することはしていなかったとしており、申立人の夫の記憶に曖昧さが認められる。

加えて、申立人夫婦については、申立期間前後となる昭和36年4月から45年10月までの約10年間の国民年金保険料については同一の納付実績となっているとともに、納付年月日が確認できる期間の保険料については、同一日に納付しているなど、申立人夫婦の保険料の納付行動は、基本的に同一であったと考えられるところ、申立期間のうち37年4月から39年9月までの保険料については、申立人の夫も未納となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月4日から31年3月20日まで
社会保険事務所へ照会したところ、A社に勤めていた申立期間について、脱退手当金を支給済みとの回答であった。

しかし、私は退職後、すぐに結婚したこともあり、脱退手当金を請求する時間など無かったし、受け取った記憶も無い。

申立期間について脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年2か月と相当期間経過後となる昭和32年6月18日に支給されたこととなっているなど、事業主が申立人の委任に基づいて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間のA社B工場、及びその直前の同社C工場における厚生年金保険被保険者名簿等に関しては、申立人が昭和31年4月12日に婚姻し改姓していながら、申立人の氏名は、変更されておらずに旧姓のままとなっていることから見て、申立人自らが脱退手当金を請求したと考えるのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 12 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 2 月 12 日から A 事業所が所有する船舶に乗り組んだにもかかわらず、社会保険庁では、私の船員保険の加入記録は申立期間中無く、同年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までとしている。

私は、給与から船員保険料を差し引かれていたと記憶しているので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人保管の船員手帳（写）より、申立人が昭和 43 年 2 月 12 日から 44 年 1 月 7 日までの間、A 事業所所有の船舶に機関員として雇い入れられていることは確認できるものの、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A 事業所は、申立期間途中の昭和 43 年 4 月 1 日から 52 年 11 月 20 日まで船員保険に関する船舶所有者となっていることが認められるところ、社会保険事務所保管の当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿では、申立人が申立期間直後の 43 年 10 月 1 日から被保険者資格を取得していることが確認できるのみであり、これ以前に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号の欠落も無い。

さらに、A 事業所は昭和 52 年 11 月 20 日に全喪しているところ、登記簿により確認できる申立期間当時の代表者は、申立人について、申立期間中も勤務し船員保険にも加入していたと証言する一方で、同事業所は既に倒産し関係書

類は無いともしており、申立期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等を確認することができない。

加えて、申立人が当時の同僚として挙げた5人について、申立て事業所における船員保険の加入記録を見ると、うち2人に関しては被保険者となっていることが確認できる一方で、残りの3人に関しては、被保険者であったことが確認できないとともに、その所在が不明であるなど、申立て事業所が、雇入れと同時に、全員を船員保険に加入させていたことが確認できず、申立人の主張内容を裏付けることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月から31年9月まで

私は申立期間中、A県にあった、B社の下請会社で働いていた。会社名や社長名などははっきりと覚えていない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な証言内容などから、申立人が申立て事業所で勤務していたことはうかがえるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立て事業所について、申立人はB社の下請会社とするのみである上、元請会社としたC社へ照会してもなお、当時の下請会社名等は資料が無く不明であるとしており、申立て事業所が特定できない。

さらに、申立人が挙げた「D」等という名称の厚生年金保険適用事業所は申立期間中、管轄社会保険事務所管内に見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 24 日から 40 年 12 月 26 日まで
社会保険事務所へ照会したところ、私が A 県の B 社に勤務していた申立期間について、脱退手当金の支給記録があるとの回答であった。

しかし、私は同社を辞めた昭和 40 年 12 月に、A 県から C 県へ引っ越し、41 年 1 月 6 日に結婚したので、同年 1 月 14 日が脱退手当金の支給日とされているのはおかしいと思う。

申立期間について脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の電算記録では、申立期間中に当たる昭和 38 年 7 月から、申立期間後の 43 年 1 月までの間に、B 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失者 14 人のうちの申立人を含む 9 人が、その被保険者資格の喪失日後の 19 日から約 5 か月までの短期間に脱退手当金の支給決定が行われていること、このうち、所在が確認できた 3 人から、自身が請求したかは覚えていないが、当該事業所に係る脱退手当金を受給したと証言していることなどを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、社会保険事務所保管の B 社に係る被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 12 月 26 日からわずか 19 日後の 41 年 1 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不

自然さうかがえず、このほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、昭和40年12月にA県からC県へ引っ越し、41年1月6日に結婚したので、脱退手当金の支給日とされている同年1月14日に受給できるはずがないと主張しているが、戸籍により確認できる申立人の婚姻日は昭和41年9月24日となっているなど、申し立て内容を裏付け得るような事情とはならない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。